

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者
募集要項

令和 7 年 7 月

那覇市障がい福祉課

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
2	施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3 //
3	指定管理者が行う業務・・・・・・・・	4 //
4	指定管理者が行うことができる業務	4 //
5	指定管理期間・・・・・・・・・・・・・	4 //
6	管理運営に要する経費等・・・・・・・・	4 //
7	管理運営の基本的な考え方・・・・・・・・	6 //
8	備品等の貸与と帰属・・・・・・・・・・	7 //
9	リスク対応・・・・・・・・・・・・・	7 //
10	応募資格等・・・・・・・・・・・・・	8 //
11	今後のスケジュール等・・・・・・・・・・	9 //
12	提出書類等・・・・・・・・・・・・・	10 //
13	選定の方法等・・・・・・・・・・・・・	11 //
14	失格事項・・・・・・・・・・・・・	12 //
15	応募の辞退・・・・・・・・・・・・・	12 //
16	指定管理の指定・・・・・・・・・・・・・	12 //
17	指定結果・・・・・・・・・・・・・	12 //
18	指定管理者との協定締結・・・・・・・・	12 //
19	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・	12 //
20	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・	13 //

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集要項

1 はじめに

那覇市精神障がい者地域生活支援センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定される精神に障がいのある方々が、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため設置された施設です。

センターは、平成18年度から指定管理者が管理運営を行っていますが、令和8年3月31日で前指定管理者の指定期間（5年間）が満了することに伴い、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの指定管理者を募集します。

この要項は那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第9条の規定に基づき、センターの管理運営を行う候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 施設概要

名 称	那覇市精神障がい者地域生活支援センター ※令和8年4月1日から名称が「那覇市精神障がい者地域活動支援センター」へ変更します。
開所年月日	平成15年1月
所 在 地	那覇市長田1丁目24番27号 第2長田メディカルビル
構 造	鉄筋コンクリートブロック造2階建 1、2階部分
延床面積	325.48㎡
施設内容	相談室、静養室、談話室、調理室、地域交流活動室兼訓練室 トイレ、シャワー室、事務室等
利用時間	午前9時から午後6時まで ただし、事前に市長の承認を得て、利用時間の変更及び臨時に休館することができる。
休館日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12/29～1/3）、慰霊の日（6/23） ただし、事前に市長の承認を得て、臨時に開館し、又は、休館することができる。
利用者	指定管理者の許可を受けた者

3 指定管理者が行う業務【本市に代わり行う業務（以下「本業務」という。）】

指定管理者がおこなう業務の概要は以下のとおりとします。なお、業務内容の詳細は、別紙「那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者業務仕様書」に定めるとおりとします。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第3条各号に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の事業（相談支援事業）
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号の事業（地域活動支援センターⅠ型事業）
 - ③ その他市長が必要と認める事業
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 利用促進活動及び広報活動
- (5) 指定管理者によるセルフモニタリングの実施
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 指定管理者が行うことができる業務【自主事業】

センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。

なお、自主事業は、事前に本市と協議のうえ決定し、自主事業計画に基づき実施することとし、本業務の妨げにならない範囲及び公共性に配慮した事業であることとします。

5 指定管理期間(市議会の議決事項)

令和8年4月1日から令和13年3月31日

6 管理運営に要する経費等

- (1) 委託料
本業務に係る経費として本市が委託料を支払います。
 - ① 委託料のうち指定管理料の額については、人件費、事務費（消耗品、光熱水費、通信運搬費等）、事業費などすべてを含みます。そのことを踏まえ、申請者は指定管理業務に必要とする経費を算出し、提案してください。

指定管理料は、指定管理者から提出される本業務に関する収支予算書の額を基に、市と指定管理者が、協議のうえ、各年度の予算の範囲内で協定書に定めます。協定書に定めた額は、各年度毎に市から指定管理者に対し支払います。なお、支払い方法時期等については、単年度の協定書に定めます。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税含む）は次の表のとおりとします。

<令和8年度から令和12年度までの指定管理料（消費税込額）>

令和8年度	25,890,964 円
令和9年度	25,922,964 円
令和10年度	25,955,964 円
令和11年度	25,988,964 円
令和12年度	26,021,964 円
合計（指定管理料の上限）	129,780,820 円

- ② 施設の修繕又は備品購入に要する費用については、指定管理者が行った方が業務の効率が図られると認める場合は、指定管理料と別に概算で支払うことがあります。
- ③ 概算で支払われた修繕費及び備品購入費については、年度毎に精算し、不用額（余剰や未執行等）が生じた場合、不用額を市に返納しなければなりません。

(2) 自主事業に係る費用と収入

指定管理者は、自主事業計画に基づき自己の責任と費用（人件費、設備設置費及び電気、ガス、水道費等）による自主事業を行うことができます。自主事業による収入は、全て指定管理者の収入となります。

(3) 余剰額等の措置

- ① 本業務に係る経費は、年度ごとに精算することとします。
- ② ①の場合において、指定管理者の経営努力により、収入の増加、経費節減等が認められ、収支に余剰が生じたときは、原則として余剰額の2分の1に相当する額を市へ納入を行うものとします。自主事業から生じた収益は余剰額に含みません。
- ③ 収支に不足が生じたときは、市は補填を行わないものとします。

(4) 管理口座

経費等については、団体自体の口座とは別に指定管理者の専用口座を設け管理するものとします。

(5) 利用者の実費負担について

センターは利用料金制を採用しておらず、施設の利用にかかる利用料金の徴収は行っていません。ただし、事業実施に伴う原材料費等の実費相当額を参加者から徴収することができます。実費収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

7 管理運営の基本的な考え方

センターは、精神に障がいのある方々が、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした施設です。その設置目的に基づきセンターを管理運営するにあたっては、法令等の遵守及び次に掲げる事項に沿って行うものとします。

(1) 遵守法令等

- ① 障害者基本法
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ④ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律
- ⑦ 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例
- ⑧ 那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例
- ⑨ 那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例施行規則
- ⑩ 那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑪ 那覇市情報公開条例
- ⑫ 那覇市地域活動支援センター I 型事業実施要綱
- ⑬ 指定管理者の情報公開に関する基準
- ⑭ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- ⑮ 地方自治法
- ⑯ その他関係法令等（例：労働基準法、消防法）

- (2) 清掃又は設備の保守点検等、業務の一部を他者に委託することは可能ですが、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ません。
- (3) 特定の個人及び団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- (4) 個人情報等の適切な管理を行うこと。

8 備品等の貸与と帰属

指定管理者は、本市が所有する備品等の貸与を受けることができます。ただし貸与備品は原則としてセンターで現行使用のものとなります。貸与を受けた備品等は、台帳等を備えて管理しなければなりません。

なお、本市が予め用意するもの及び本市が委託料の一部として指定管理料と別に支払った備品購入費で指定管理者が購入するものについては、本市に帰属します。備品等について処分を行う場合は、本市と事前に協議するものとします。

9 リスク対応

(1) リスクの管理及び責任分担

センターの管理及び施設の点検に要する費用は指定管理者が負担します。事故及び火災等の災害による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的な対応責任は指定管理者が負うものとし、被災が最小限となるように迅速かつ最善の対応をし、直ちに本市へ報告しなければなりません。

(2) 管理上の事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に加入しなければなりません。

(3) 災害等の不可抗力等（原則として台風を除き、津波、地震、感染症、テロ等をいう。）、本市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務上の損害等が発生した場合は、損害状況の確認を行った上で、本市と指定管理者の協議により、業務継続の可否、費用負担等を決定するものとします。

本市と指定管理者のリスク及び責任分担は、次のとおり考えています。

項目	那覇市	指定管理者	備考
法令等の変更	○		指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更
施設の秩序維持		○	
施設等の利用許可		○	
設備、施設等の維持管理		○	
施設等の修繕		○	指定管理者の責めによる場合

		○		経年劣化を含む修繕（指定管理者が行った方が業務の効率が図られると認める場合は、当該修繕に要する費用を指定管理料と別に概算で支払うことがあります。） ※年度ごとに精算し、不用額（余剰や未執行等）が生じた場合には返納が必要
		協議		上記以外の場合
事故・火災等による施設等の損傷に対する責任	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	
	上記以外の場合	○		
施設利用者の事故等による責任	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	
	上記以外の場合	○		
事業の中止・延期			○	指定管理者の事業放棄、破綻
		○		那覇市の指示によるもの（指定管理者の責めの事由によるものは除く）
利用者への対応			○	施設管理、業務内容に関する利用者等からの苦情、要望への対応
利用者・第三者へ損害を与えた場合の対応			○	指定管理者の責めによる場合
		○		上記以外の場合

上記の表に記載のない事項については那覇市と協議すること

10 応募資格

- (1) センターを円滑かつ安定して管理運営できる法人及び団体であること。
- (2) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。（直近３ヶ年）
- (4) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準ずる場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (8) 本市から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (9) 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去 1 年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた者でないこと。
- (10) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていること、応募の際に共同事業体協定書を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

11 今後のスケジュール等

募集要項等の配布	令和 7 年 7 月 9 日（水）から 9 月 16 日（火）
公募説明会・施設の視察	令和 7 年 7 月 18 日（金）
質問の受付	令和 7 年 7 月 22 日（火）から 8 月 8 日（金）
質問への回答	令和 7 年 8 月 15 日（金）
申請書類の受付期間	令和 7 年 7 月 9 日（水）から 9 月 16 日（火）
プレゼンテーションによる審査	令和 7 年 10 月上旬
指定管理者の決定（議会の議決）	令和 7 年 11 月定例会（12 月下旬予定）
基本協定の締結	議決後から令和 8 年 3 月 31 日（火）
年度協定の締結	令和 8 年 4 月 1 日

(1) 募集要項等の配布

- ア 配布期間 令和 7 年 7 月 9 日（水）から同年 9 月 16 日（火）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く）
- イ 配布場所 那覇市役所 障がい福祉課（3 階 3 6 番窓口）
- ウ 配布時間 午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までの間を除く）
※那覇市公式ホームページからもダウンロードできます。

(2) 公募説明会及び施設見学会

センターの視察及び応募方法、提出書類等について説明会を開催します。
説明会前日までに公募説明会参加申込書（様式 9）を F A X または E-mail（質問送付先番号参照）にて提出してください。

- ア 開催日時 令和 7 年 7 月 18 日（金） 午後 2 時から午後 5 時
- イ 開催場所 那覇市役所 4 0 1 A B 会議室（本庁舎 4 階）
- ウ 施設視察 説明会終了後、施設へ移動（那覇市長田 1 丁目 2 4 番 2 7 号）

※施設への移動手段については、各自でご準備ください。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受付けます。質問に対する回答は、令和7年8月15日（金）までに、応募者全員にメール送信するとともに那覇市公式ホームページにて公開します。

ア 受付期間 令和7年7月22日（火）から同年8月8日（金）まで

イ 受付方法 質問書（様式10）に質問の主旨を簡潔にまとめ、FAXまたはE-mailのいずれかで提出してください。送付後、届いたことを確認するため、電話連絡をお願いします。なお、電話や口頭による質問には原則として回答しません。

ウ 送付先 那覇市 福祉部 障がい福祉課

FAX番号 098-862-0621

E-mail H-HUKU001@city.naha.lg.jp

(4) 申請書類の受付期間

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定申請書（第1号様式）のほか必要書類等を次の期間内に持参してください。なお、必要書類が不備な場合や郵送、FAX等による申請は受付けません。

ア 受付期間 令和7年7月9日（水）から同年9月16日（火）まで
（土曜・日曜及び祝日を除く）

イ 受付場所 那覇市役所 障がい福祉課（3階36番窓口）

ウ 受付時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）

12 提出書類等

応募を希望する法人等は、次の書類（正本1部、副本9部）及び電子データ（CDまたはDVDメディア）（各証明書を除く）を提出してください。

提出書類は、原則、A4判（パンフレット等除く）で、表紙及び背表紙に件名を付したフラットファイル等に綴り、書類の種類が判別できるようにページ番号、タックインデックス等を付してください。

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類等や資料等は返却しません。なお、提出された書類等は、那覇市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがあります。

No.	書類名	様式
1	那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定申請書	第1号様式
2	申立書	様式2

3	団体の概要 ※パンフレット等がある場合、添付	様式 3
4	団体の運営状況	様式 4
5	指定管理者の指定予定期間（令和 8 年度～12 年度） の各年度のセンター管理に係る事業計画書	様式 5、様式 6、 様式 7
6	指定管理者の指定予定期間（令和 8 年度～12 年度） の各年度のセンター管理に係る収支予算見積書	様式 8－1 様式 8－2
7	令和 7 年度における法人等の事業計画書及び収支 予算書	
8	定款（又は寄付行為）（法人以外の団体にあつては、 これに相当する書類）	
9	法人の登記事項に係る証明書（申請前の 3 ヶ月以内 に発行されたもの）	
10	役員の名簿及び履歴書	
11	組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人の 組織図や業務執行体制がわかるもの及び就業規則 又はこれらに準ずる書類）	
12	法人等の決算関係書類（事業報告書、収支計算書、 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又は これに準ずる書類） ※直近 3 ヶ年分（令和 4 年度～令和 6 年度）	
13	国税及び地方税の各完納証明書 ※直近 3 か年分（令和 4 年度～令和 6 年度）	

13 選定の方法等

(1) 資格審査

指定申請書等の提出後、応募資格要件を満たしているかどうか障がい福祉課にて書類審査を行います。

(2) 選定委員会

指定管理者予定候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会において、書類審査とプレゼンテーション（応募受付順）による審査を行います。なお、プレゼンテーションの参加人数は 1 法人につき 3 人以内までとします。

選定委員会は、令和 7 年 10 月上旬頃に予定しています。日時、場所等については、後日応募者に連絡します。

(3) 選定基準

選定委員会は、次の基準を基本に公平かつ公正に審査し、選定します。

- ① センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるもので

あること。

- ② 事業計画書の内容がセンターの効果を最大限に発揮するものであるとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画の内容に沿ったセンターの管理運営を安定して行う能力を有するものであること。

14 失格事項

次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この要項の内容を遵守しない場合
- (3) その他の不正行為があった場合

15 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出してください。

16 指定管理者の指定

選定委員会において指定管理予定候補者として選定された法人等は、議会の議決（令和7年11月定例会予定）を経て指定管理者として指定します。

17 指定結果

応募された法人等には、指定又は不指定の通知書を議会終了後速やかに通知します。なお、市議会の議決が得られなかった場合、指定管理予定候補者が準備のために支出した費用等について、本市は補償しないものとします。また、指定結果についての問い合わせ及び異議申し立てには応じられません。

18 指定管理者との協定締結

指定管理者に選定された法人等は、市長が定める協定書を本市と締結するものとします。

19 その他留意事項

センターは、令和10年4月以降に新真和志複合施設（那覇市民会館跡地）へ移転予定となっており、移転後は、移転先で業務を実施することになります。

移転後の業務や上限の範囲内で指定管理料の見直しがある場合は、本市と指定管理者との協議を行い、決定するものとします。

新真和志複合施設 施設概要

名 称	那覇市精神障がい者地域活動支援センター
開所年月日	令和 10 年 4 月以降（予定）
所 在 地	那覇市寄宮 1 丁目 311 番（那覇市民会館跡地）
構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建 1 階
延床面積	2 2 1 . 7 9 m ² （予定）
施設内容	地域交流活動室兼訓練室、事務室、相談室、静養室、倉庫、シャワー室、多目的倉庫
備考	基幹相談事務室については、相談支援事業所の事務室としての利用を想定しています。

新真和志複合施設 センター平面図（予定）



20 問い合わせ先

那覇市 福祉部 障がい福祉課 担当：金城・與那覇

住 所：〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電 話：098-862-3275

F A X：098-862-0621

E-mail：H-HUKU001@city.naha.lg.jp